

平成23年 第13回教育委員会 会議録

日 時	平成23年12月27日(火) 午前10時～11時30分
場 所	向日市役所 大会議室
出席委員	前田委員長、雨宮委員、白幡委員、松本委員、奥野教育長
欠席委員	なし
事務局	教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、学校教育担当課長、中央公民館長、図書館・文化資料館長、文化財調査事務所長、学校教育課主幹2人、指導主事、教育総務課長補佐
議 題	議案第15号「スポーツ基本法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」 追加議案第16号「向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正について」 委員会諸報告
傍 聴 者	なし
委員長	開会宣言
委員長	会議規則第8条の規定により、第11回及び第12回の会議録の承認を諮る。 (全員異議なし)
委員長	会議録は承認された。
委員長	議案第15号「スポーツ基本法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」を上程する。
事務局	— 議案第15号 提案説明 — 平成23年8月24日に施行された「スポーツ基本法」に基づき本市の教育委員会規則を改正するもの。 ●「向日市教育委員会事務局組織規則」の一部改正 体育指導委員からスポーツ推進委員へ名称変更。 「地方スポーツ推進計画に関すること」の文言を追加。 ●「教育長に対する事務委任規則」の一部改正 教育委員会が委嘱する体育指導委員の名称をスポーツ推進委員に変更及び一部文言の整理。

<p>委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「向日市体育指導委員に関する規則」の一部改正 題名を「スポーツ推進委員に関する規則」に変更する。 「スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと」の文言を追加。 ● 「向日市立学校施設開放規則」の一部改正 根拠法として、「スポーツ基本法」を明記する。 「公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令に定める場合のほか、」の文言を追加。 条文及び申請様式の文言整理と変更。 ● （附則） 施行期日は公布日とする。 スポーツ振興法により策定されているスポーツの振興に関する計画は、スポーツ基本法に規定する地方スポーツ推進計画とみなす。 スポーツ推進委員に関する経過措置を明記する。 <p>議案第15号の採決を行う。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
<p>委員長</p>	<p>議案第15号は承認された。</p>
<p>委員長</p>	<p>次に、追加議案第16号「向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正について」を上程する。</p>
<p>事務局</p>	<p style="text-align: center;">— 追加議案第16号 提案説明 —</p> <p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の特別休暇の新設。</p> <p>その他、文言の整理。</p> <p>（附則）</p> <p>「東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における、ボランティア休暇に係る特例」の適用を1年間延長し、平成24年12月31日までとする。</p>
<p>委員長</p>	<p>追加議案第16号の採決を行う。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>

委員長	追加議案第16号は承認された。
委員長	次に委員会諸報告について説明を願う。
事務局	<p>— 向日市議会平成23年第4回定例会一般質問答弁要旨及び文教常任委員会での質疑要旨について —</p> <p>【質疑等】</p>
委員	給食残渣のリサイクルについて、大規模な施設が必要になると思うが、具体的に行っている地域や施設はあるのか。
事務局	<p>長岡京市内に事業所があり、長岡京市が生ごみについて、平成24年度から導入を検討している。</p> <p>向日市内の小学校1校平均で、1日約20kgの生ごみが出る。リサイクル業者を利用する場合、処理は無料であるが、運搬費用や公的な手続きが必要になる。</p> <p>廃油回収については、現在導入について検討中である。</p>
委員長	次の報告を願う。
事務局	<p>— 平成24年度入学通学区域弾力化制度届出状況について —</p> <p>小中学校の就学時において学校を選択できる、通学区域の弾力化について、14年度から、「調整区域制度」及び「部活動制度」、16年度からは「希望校制度」の3つの制度を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「調整区域制度」は、同じ小学校の校区でも、中学校入学の際、二つの中学校に分かれて入学しなければならない小学校区があり、どちらの中学でも入学できる区域（調整区域）を設定している。 ・「部活動制度」は、教育委員会が指定する、勝山中学体操部、西ノ岡中学水泳部、寺戸中学バドミントン部、吹奏楽・マーチングバンド部に入部する場合は、優先的に入学できる制度。 ・「希望校制度」は、小中学校入学の際、理由を問わず、希望により自由に入学したい小中学校（希望校）を選択できる制度。ただし、受け入れ人数は、各学校の

	<p>入学予定者の1割程度とし、希望者多数の時は、抽選となる。</p> <p>届出状況（届出終了時）</p> <p>小学校希望校制度 28人 中学校希望校制度 37人</p> <p>中学校調整区域制度 22人 中学校部活動制度 25人</p> <p>中学校希望校制度の寺戸中学を希望している人が抽選になる</p> <p>【質疑等】</p> <p>委員 極端に増えた要因はどういうことが想定されるか。</p> <p>事務局 希望校制度については、理由を問わないので、はっきりした理由はわからないが、家から近いことが一番の理由ではないか。おそらく同じ地域の方が相談されて申し込んだケースもあるかと思われる。</p> <p>委員長 閉会宣言</p>
--	--